

中井町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活排水処理による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため、浄化槽法（昭和58年5月18日法律第43号、以下「法」という。）第12条の4第1項の規定により指定した浄化槽処理促進区域、その他町長が特に定めた区域（以下「対象区域」という。）に合併処理浄化槽を設置するものに対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 法第2条第1項に規定する浄化槽をいう。
- (2) 合併処理浄化槽 し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水のBODが20mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有し、平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知に定める「合併処理浄化槽設置整備における国庫補助指針」が適用される合併処理浄化槽にあつては、同指針に適合するものをいう。ただし、合併処理浄化槽設置整備補助事業で使用できる浄化槽は、全国浄化槽推進市町村協議会に登録した浄化槽とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、対象区域において、専ら自己の居住の用に供する建物又は延べ床面積の概ね2分の1以上を自己の居住の用に供する建物の汲取り便槽もしくは単独処理浄化槽を合併処理浄化槽（5人槽から10人槽までとする。）に転換する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、補助金を交付しない。

- (1) 法第5条第1項に基づく設置の届出の審査を受けずに合併処理浄化槽を設置する者
- (2) 住宅等を借りている者で、貸主の承諾が得られない者

- (3) 販売又は、賃貸の目的で建物を建設する者
- (4) 住宅の新築又は増築（建築確認）に伴い合併処理浄化槽を設置する者

（補助金額）

第4条 補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、人槽区分に応じ、次の表に定める額を限度とする。

人槽区分	5人槽	6～7人槽	8～10人槽
交付限度額	332,000円	414,000円	548,000円

- 2 前項の規定にかかわらず、対象区域において、既設汲取り便槽もしくは単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に切り替える者が既設汲取り便槽もしくは単独処理浄化槽を掘り起こして処分するときは、前項の交付限度額にそれぞれ汲取り便槽は12万円、単独処理浄化槽は15万円を限度として加算する。
- 3 転換を促進するため、付帯工事費用（配管費）として、それぞれ33万円を限度として加算する。

（補助金交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽設置届出書の写し
- (2) 浄化槽設置場所（建設平面図、配管図）の写し、設置場所の案内図
- (3) 登録浄化槽管理票C票及び登録証の写し
- (4) 住宅等を借りている者は、貸主の承諾書
- (5) その他町長が必要と認める書類

（交付決定）

第6条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定する。

- 2 町長は、前条の規定により補助金を交付すると決定した者に対しては、合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書（第2号様式）によ

り、交付しないと決定した者については、合併処理浄化槽設置整備事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）によりそれぞれ通知するものとする。

（交付申請内容変更等承認申請）

第7条 前条第2項の規定により補助金交付決定通知を受けた者は、前条第2項の合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書を受けたのち、補助金申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請内容変更等承認申請書（第4号様式）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、1月末日までに町長に報告してその指示を受けなければならない。

（実績報告）

第8条 補助対象者は、補助事業完了後1ヶ月以内に中井町合併処理浄化槽設置整備事業補助金実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写しまたは合併処理浄化槽を適正に管理できることを証明する書類
- (2) 法定検査（法第7条第1項及び法第11条第1項（初回））の手数料受領証の写し
- (3) 施行状況の判る写真（施行前・施工中・施工後、汲取り便槽もしくは単独処理浄化槽の撤去の状況）
- (4) 請求書又は領収書の写し（本体設置、撤去、付帯工事の内訳が分かる見積書等を添付）
- (5) 浄化槽設備士によるチェックリスト
- (6) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の中井町合併処理浄化槽設置整備事業補助金実績報告書の提出があったときは、速やかに完了検査を行うものとする。

（交付額の決定）

第9条 町長は、前条第1項の規定により提出された中井町合併処理浄化槽設置整備事業補助金実績報告書を審査し、前条第2項の完了検査終了

後、補助事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、中井町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付確定通知書（第6号様式）により速やかに補助対象者に通知するものとする。

（請求書の提出及び補助金の交付）

第10条 前条の通知を受けた補助対象者は、速やかに合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付請求書（第7号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（維持管理）

第11条 補助金の交付を受けた者は、合併処理浄化槽の機能が正常に働くよう適正な維持管理に努めるとともに、適正な維持管理の証である保守点検、清掃の結果及び法定検査結果について町長から報告を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

（補助金の返還）

第12条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) その他この要綱の規定に違反したとき

（その他）

第13条 町長は、補助金の交付を適正に執行するため、合併処理浄化槽の設置工事の状況を施行の現場において確認するものとする。

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

浄化槽処理対象人員表

建物の規模	浄化槽の規模	補助金額 (配管費加算補助金額)
130㎡未満	5人槽 (汚水量1.0m ³ /日) 小家族住宅用	332,000円 (662,000円)
130㎡以上	7人槽 (汚水量1.4m ³ /日) 普通住宅用	414,000円 (744,000円)
台所及び浴室 が2箇所以上	10人槽 (汚水量2.0m ³ /日) 二世帯住宅・大家族住宅	548,000円 (878,000円)

※ 特に認められた場合は、面積によらずに浄化槽の規模が決まる
ことがあります。